

Ⅱ 高圧ガス製造施設等の手続き

1 各種申請書、届出書について

2 新潟県への手数料の納付方法について

3 第一種製造事業所における製造施設の変更手続きについて

4 完成検査について

5 その他注意事項

1

1 各種申請書、届出書について

(1) 手数料の不要な届出の電子メールによる提出について

- 手数料の不要な届出については可能な限り**電子メール**で提出してください。
宛先:ngt130020★pref.niigata.lg.jp(★を@に変えて送信ください。)

(2) 書類の軽減について

- 書面で提出される場合は**両面印刷**を使用するなど、書類の軽減に努めてください。
- **特定設備や認定品の強度計算書は不要**です。
- 同一型式のバルブで口径が異なるものなど**図面を共通**にできるものは共通にしてください。

(3) 提出について

- 簡易な許可申請や届出は**郵送や電子メール**で提出してください。
- 提出の際には**担当者や連絡先**が分かるようにしてください。
- **押印は原則不要**です。
- 当県の対応として、実際に事業者から提出されたものか、本人確認をすることがあります。

2

1 各種申請書、届出書について

(4) 副本について

- 副本が必要な場合、書面⇒郵送の場合は、**切手付きの返信用封筒**を同封してください。
電子ファイル⇒メール本文に**副本が必要である旨を記載**してください。
※電子ファイルへの対応は令和7年12月31日まで

※令和8年1月1日から運用を変更します。

- **電子ファイル**で提出のあった申請書、届出書への**收受日付の押印を廃止**します。
※県に届書等を提出した証拠として資料を保存する必要がある場合は、
届書等の**送信時のメール**、若しくは電子申請システムから自動送信される**受付メール**を
届書等と合わせて保存してください。
- **收受日付の印中の番号記載も廃止**します。(許可書等には番号が記載されます。)

3

1 各種申請書、届出書について

(5) 耐圧試験における使用流体等について(お願い)

高圧ガス保安法で定める「技術上の基準」の1つ → 「耐圧試験」

「高圧ガス設備は常用の圧力の1.5倍以上の圧力で水その他の安全な液体を使用して行う耐圧試験(液体を使用することが困難であると認められるときは、常用の圧力の1.25倍以上の圧力で空気、窒素等の気体を使用して行う耐圧試験)に合格するものであること。」

(一般則第6条第1項第11号より抜粋)

「耐圧試験を空気その他の気体によって行う場合には、当該作業の安全性を確保するため(中略)放射線透過試験を行い、(中略)確認すること。」

「次に示す溶接部については(中略)磁粉探傷試験方法又は(中略)浸透探傷試験方法(中略)により探傷試験を行い、表面その他に有害な欠陥がないことを確認すること。」

(一般高圧ガス保安規則関係例示基準「7. 耐圧試験及び気密試験」より抜粋)

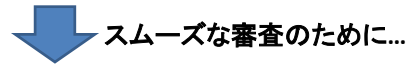
1 各種申請書、届出書について

(5) 耐圧試験における使用流体等について(お願い)

【よくある記載例】

「常用圧力の1.5倍以上の圧力で実施する。」

→ 使用する流体が不明...。非破壊検査が必要かどうかとも判別不能...



申請届出の「技術上の基準に関する事項」には、以下2点について明示してください。

- ①試験に使用する流体(液体?気体?)。
- ②「気体」の場合は「液体を用いるのが困難である理由」と「非破壊検査の種類」

【記載例(以下のとおりでなくても構いません。)]

<配管(非認定品)>

- ・耐圧試験:常用圧力の1.25倍(O.OMPa)以上、N₂使用
- ・非破壊検査:浸透探傷試験(PT)
- ・気体で実施する理由:水を使用することで配管内部に腐食が生じるおそれがあるため。

5

2 新潟県への手数料の納付方法について

新潟県 手数料の納付方法が変わります!

令和6年8月まで

収入証紙を廃止します

収入証紙は、現金の代わりに申請書などに貼り付けて手数料を納めるものです。国の「収入印紙」とは異なりますのでご注意ください。

証紙の販売は 令和6年8月末日まで	証紙の利用期限は 令和7年3月末日まで	未使用証紙の還付は 令和12年3月末日まで
----------------------	------------------------	--------------------------

高圧ガス関係の許認可申請に係る手数料の納付方法が変更しました。

これまでは...

収入証紙を申請書等に貼付して申請



今後の納付方法

- ①電子申請システムによる申請・納付
又は
- ②消防課窓口でキャッシュレス決済

高圧ガス関連の免状交付申請については記入式納付書による納付を導入します。

6

2 新潟県への手数料の納付方法について

①電子申請システムによる方法

納付方法

- ・Pay-easy(インターネットバンキング、ATMでの支払い)
- ・クレジットカード



- ◆ 令和4年度から運用開始
- ◆ 高圧ガス保安法関係の手続きのうち、手数料の納付を伴う申請は**全て対応しています**。
- ◆ 申請から手数料納付までの流れ
 1. 手続きを検索し、申請を行ってください。
 2. 当係で申請内容の審査を行います。
 3. 審査完了後、手数料額や納付方法について通知します。
 4. 支払期限(通常、1週間)内にPay-easy又はクレジットカードにより納付してください。



◀「新潟県電子申請システム」新潟県HP「新潟県電子申請・届出の窓口」からアクセスできます。(新潟県HPトップページで「電子申請」と検索すると、検索結果の一番上に当該ページが表示されます。)

7

2 新潟県への手数料の納付方法について

①電子申請システムによる方法



「新潟県電子申請システム」手続き申込画面

- ◆ 検索キーワードに手続き名の一部や“高圧ガス”と入力して検索することで絞り込みができます。※高圧ガス保安法関係の手続きは、手続き名の前に【高圧ガス保安法】と記載されています。例)【高圧ガス保安法】高圧ガス製造施設等変更許可申請
- ◆ 本システムで必要事項を入力してください。申請様式や添付資料は本システムでアップロードするか、持参、郵送又は電子メールによりご提出ください。
- ◆ 電子申請システムにより申請する場合、**手数料の納付は本システムを用いた電子収納に限りません。窓口におけるキャッシュレス決済はできません。**

8

2 新潟県への手数料の納付方法について

②消防課窓口におけるキャッシュレス決済

納付方法

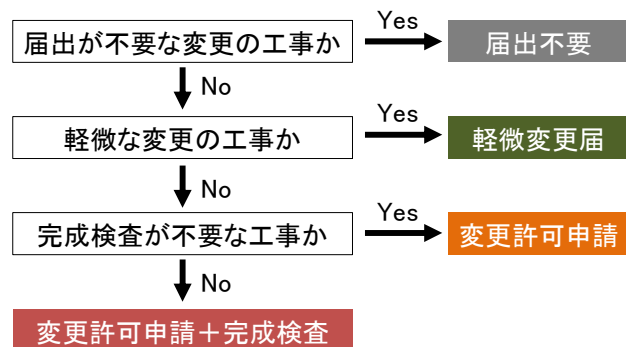
- ・クレジットカード
- ・電子マネー
- ・コード決済



- ◆ 令和5年度から運用開始
- ◆ 県庁消防課の窓口で対応しています。
- ◆ 高圧ガス保安法関係の手続きのうち、手数料の納付を伴う申請は全て対応しています。
- ◆ 手続きによっては、内容により手数料額が異なるものがあります。**当係との協議が必要と思われる場合は、事前にご相談をお願いします。**
- ◆ 申請書類は、持参、郵送又は電子メールによりご提出ください。

9

3 第一種製造事業所における製造施設の変更手続きについて



判断を誤り無許可変更となった事例が発生しています

10

3 第一種製造事業所における製造施設の変更手続きについて

【無許可変更の事例紹介】

◆経緯

- ・ 事業者から、高圧ガス製造許可申請書が提出された。
- ・ 工事中に仕様変更が生じ、申請のフレキホースから銅管に当係への相談なく変更が行われた。
- ・ 事業者の自主検査時に申請と異なる配管が取り付けられていることが判明した。
- ・ 申請のとおり配管を取り付けるため、無届で工事を行ったが、変更許可申請が必要な工事であった。

◆当係の対応

- ・ 厳重注意文書を発出。

・工事の施工は、許可申請書のとおり行ってください。

工事内容に変更がある場合には、ご相談ください。

・変更の内容によっては変更許可申請を行っていただく必要があります。

・フレキホースへの交換については必ずしも、届出不要というわけではありません。

法令や通達を確認の上、ご不明点があればお問い合わせください。

11

4 完成検査について

(1)完成検査にあたって

効率的に検査を行うため、以下について努めてください。

- ・ **機器番号等を記入したフローシート**を準備しておくこと。
現場での機器の照合に用います。
- ・ **耐圧試験及び気密試験を事前に実施**すること。
これらは記録確認により行うこととしています。その上で、**完成検査時にも**常用圧力以上で漏えいしていないことを確認します。
- ・ **基礎の施工の写真**を準備しておくこと。
基礎の寸法、配筋の間隔、配筋の太さが分かる写真を準備し、申請通りに施工したことを示してください。

12

4 完成検査について

(2) 許可申請書に記した内容との相違

以下について、ご注意ください。

- 許可申請と内容が異なる場合、完成検査は合格とせず、当該施設の**製造行為を保留とする場合があります**。
- 許可申請の内容と異なる事実が判明した場合は、遅くとも完成検査の前日までにご連絡ください。
- 相違内容が変更許可相当である場合、その内容について改めて変更許可申請を行っていただきます**。

13

5 その他注意事項

(1) 移設、転用、再使用

高圧ガス設備、又は、それ以外の設備を、移設、転用、再使用又はこれらの併用により高圧ガス設備として使用する場合は、許可申請等の添付書類及び完成検査等を示しています。

① 移設

高圧ガス設備の使用条件を変更せずに、単に設置場所のみを変更すること(同一事業所内での変更を含む。)

② 転用

高圧ガス設備の**使用条件(高圧ガスの種類、常用の圧力・温度等)を変更**すること

③ 再使用

廃止した高圧ガス設備を再び使用すること、及び、休止している設備を再び使用すること

※通常と異なる資料の添付が必要になりますので、ご注意ください。

※耐圧性能及び強度等についての検査が必要となる場合があります。

事務手続きの手引 157ページ参照



新潟県ホームページ
「高圧ガス保安法令に基づく
関係事務手続きの手引」

14

5 その他注意事項

(2) 改造等

高圧ガス設備の改造、補修又はこれらの併用をする場合の標準的な検査を示しています。

① 改造

製造設備等の形状、材質を変更すること

② 補修

損傷又は減耗した製造設備等を形状、材質を変更せずに修復すること

③ ノズル交換

高圧ガス設備のノズルを改造又は補修すること

※高圧ガス保安協会の**委託検査の受検が必要になることがあります**ので、ご注意ください。

※貯槽の改造等を行った場合は、開放検査周期が短縮される場合があります。

事務手続きの手引 160ページ参照

(3) コールド・エバポレーター(CE)の運用

本県におけるCEの取り扱いを整理、令和4年3月14日より運用開始

事務手続きの手引 172～175ページ参照

15

5 その他注意事項

(4) 冷凍則

他の規則と規制の内容が異なる場合が多いので、申請・届出の際には注意してください。

(5) ガス種、常用圧力、常用温度

「ガス種、常用圧力、常用温度」は申請・届出の際には、必ず記述するようにしてください。

(6) 第二種製造(貯蔵)施設の変更に係る届出時期について

変更の工事をしようとするときは、**あらかじめ**、届出をする必要があります。

耐圧・気密試験の実施結果を記載した書類など、工事後に作成される書類は提出不要です。(ただし、立入検査時に確認する場合があるため、適切に保管してください。)

16

5 その他注意事項

(7) 不明点等をお問い合わせ時のお願い

※ご相談の際には、事業所情報や詳細な計画をお伝えください。

「省令で定める技術上の基準に関する事項」への適合状況をまとめたうえで
ご相談いただくことを推奨しております。

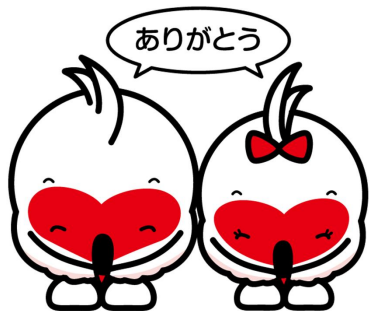
想定外の事態になりづらく、また、申請書等にそのまま添付できる利点もあります。
特に複雑な基準に係る相談の場合は回答の前に求めることがあります。

以下のようなご相談には対応できかねる場合があります。

- ✕「事業所名は教えられないが、このような変更工事はどのような手続きになるか？」
- ✕「様々なパターンが考えられるのだが、どの方法がいいか悩んでいる。
パターン別に法令解釈や手続きの方法を教えてください。」

随時、新潟県ホームページの各種高圧ガスの届出に関するページを更新しますので、
ホームページも一読されたうえ届書を提出いただきますようお願いいたします。

17



ご視聴ありがとうございました。



高圧ガス・LPガスに係る相談には、Web会議をご利用になれます



利用の流れ

① 打ち合わせ日程調整

- ・事前にメール/電話等で日程を調整してください。
- 日時、希望のWeb会議のシステム(**Teams**, **Zoom**)を連絡してください。
- ※ Zoomで行う場合、当県のシステムの関係で制限があります。
- ・事業者側は、PDF以外の資料も共有できます。
- ・**県側は、PDF資料のみ共有でき、映像は送れません。**(音声のみ)

② 招待メール(Teams)又はミーティングID(Zoom)の送付

- ・原則、事業者側がホストとして会議を設定してください。
- (当県がホストとして招待メール又はミーティングIDの送付も可能です。)

③ 会議開始

消防課高圧ガス保安係 E-mail: ngt130020@pref.niigata.lg.jp
TEL: 025-282-1666

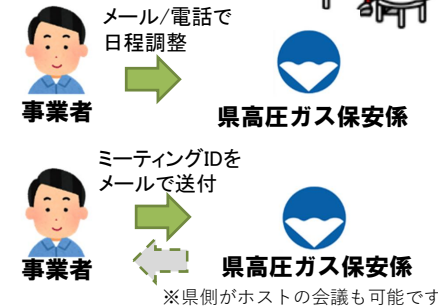


表 Zoomを用いた場合の各種制限

	事業者	県高圧ガス保安係
音声	○	○
映像	相手の映像は見られない 自分の映像は送れる	相手の映像は見られる 自分の映像は送れない
資料	PDF資料以外も共有可	PDFのみ共有可

18